

勝央町奨学金返還支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 町は、奨学金返還の支援を行うことで、若年層の地元への定住及び就業を促進することを目的に、勝央町補助金交付規則（平成24年勝央町規則第5号）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院、専門職大学及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (3) 定住 勝央町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
- (4) 就業 雇用期間が1年以上（1年以上の雇用の見込みの場合及び期間の定めがない場合を含む。）で、1週間の所定労働時間が30時間以上で継続して雇用されていること又は自ら事業を営むことをいう。
- (5) 町税等 町税及び上下水道料金をいう。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付を受けることができる者の条件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて卒業し、助成金の交付申請を行う前年度に返還を行った者
- (2) 申請年度の前年度の1月1日時点で勝央町に住所を有し、引き続き申請年度から3年間以上、定住する意思のある者
- (3) 交付申請する日の属する年度の末日時点における年齢が30歳未満である者

- (4) 就業している者
 - (5) 町税等の滞納がない者
 - (6) 公務員でない者
 - (7) 勝央町暴力団排除条例(平成23年勝央町条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者
- (助成金の対象期間及び助成額)

第4条 助成対象期間は、前条に規定する要件を満たした日の属する月から奨学金を返還するまでの期間とし、継続した36箇月の返還期間を上限とする。

2 助成金は、次条に規定する助成金の交付申請を行う前年度に返還した奨学金の2分の1の額（返還月数に20,000円を乗じた額を上限とする。）を交付するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及びそれらの外郭団体が実施する補助金と同趣旨の補助、助成等（以下「他の補助金等」という。）を受けける場合は、前年度に返還した奨学金から当該他の補助金等の合計額を控除した額の2分の1の額を交付するものとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付を受けようとする年度ごとに、次に掲げる書類を添えて、勝央町奨学金返還支援事業助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の奨学金返還額が分かる書類
- (2) 大学等の卒業証明書（初回申請時のみ）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 在籍証明書（様式第3号）又は自営申立書（様式第4号）
- (5) 住民票の写し
- (6) 町税等の滞納のない証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、助成金の交付を受けようとする年度の4月1日から3月31日までに行わなければならない。

(助成金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の助成金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、助成金の交付の決定をし、勝央町奨学金返還支援事業
助成金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果により、不相当と認めたときは、勝央
町奨学金返還支援事業助成金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に
通知するものとする。

(助成金の内容変更等の手続)

第7条 前条第1項の規定による決定通知を受けた者は、その内容に変更があっ
た場合は、速やかに勝央町奨学金返還支援事業助成金交付決定変更申請書(様
式第7号)に、第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添
えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当で
あると認めたときは、勝央町奨学金返還支援事業助成金交付決定変更通知書
(様式第8号)により、申請者に通知しなければならない。

(助成金の請求)

第8条 第6条第1項又は前条第2項の規定による助成金の交付決定を受けた者
(以下「交付対象者」という。)は、速やかに勝央町奨学金返還支援事業助
成金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第9条 町長は、前条の規定による助成金の請求書を受領したときは、その内容
を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金
の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条各号に掲げる条件を満たさなくなったとき。
- (3) 第6条第1項又は第7条第2項の規定による助成金の交付の決定の際に付した条件に違反する行為があったとき。
- (4) この告示に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定による助成金の交付決定の取消しをした場合は、勝央町奨学金返還支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該交付対象者に通知しなければならない。

（助成金の返還）

第11条 町長は、前条第1項に規定する助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、勝央町奨学金返還支援事業助成金返還命令書（様式第11号）により助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の助成金の全部又は一部の返還を命じられた者は、速やかに応じなければならない。

（報告等）

第12条 町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 前項の報告又は書類の提出を求められた者は、速やかに応じなければならない。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。